

「平成十七年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」
及び「平成十八年度高齢社会対策」について

平成十八年六月二日（金）閣議
内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）発言要旨

一 平成十八年版高齢社会白書について御説明申し上げます。

二 この白書は、高齢社会対策基本法第八条に基づき、毎年国会に提出するものです。

三 我が国の高齢化率は二十パーセントを超えるなど、急速に高齢化が進展しています。また、少子化の進展により、総人口も減少に転じ、今後、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎え、一層高齢化が進むことが見込まれております。

このような中で、我が国の活力を維持・増進していくためには、高齢者自身が、社会の担い手の一員として、その能力や経験をいかし、一層活躍できるような社会を実現していくことが不可欠です。

今回の白書では、特に、人口減少社会における、高齢者雇用やボランティア活動の分野での能力発揮について記述するとともに、高齢者による子育て支援や通学路の安全確保等の取組を紹介しております。

四 閣僚各位におかれましては、引き続き、高齢社会対策の推進に御協力と御尽力をいただきますようお願い申し上げます。